

第16日

令和3年12月15日（水）

午前10時零分開議

○議長（半田雄三君） これより、本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元のタブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案について、タブレットに掲載のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第107号議案ほか6件を議題とし、総務文教常任委員長に報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 柴山恭子君登壇）

○総務文教常任委員長（柴山恭子君） 皆様、おはようございます。ただいま議題となりました第107号議案ほか6件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第107号議案朝倉市議会議員及び朝倉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本改正の内容は、市議会議員選挙及び市長選挙において、有権者が候補者の政策等を知る機会を拡充するため、選挙運動用ビラの作成に係る費用を公費負担の対象に加えるものです。

公費負担の内容は、ビラ1枚当たりの上限が7円51銭、頒布枚数の上限が、市議会議員選挙で4,000枚、市長選挙で1万6,000枚です。

執行部によりますと、平成29年の公職選挙法の改正に伴い平成31年から市議会選挙においても、条例で定めるところにより選挙運動用ビラの公費負担が可能となったことで、全国的にも公費負担の対象とする自治体が増加している状況にあるとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第108号議案朝倉市職員の服務の宣誓に関する条例及び朝倉市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

職員の服務の宣誓に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、規定の整備を行うものです。

改正の主な内容は、新たに職員となった者及び公平委員会委員が提出する服務の宣誓書について、任命権者等の面前での署名を不要とするものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第109号議案朝倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

改正の内容は、職員の年次有給休暇を付与する単位をこれまでの暦年単位から年度単位に改めるものです。職員の任用及び会計年度任用職員の休暇の付与を年度単位としていること等に鑑み、令和4年4月から職員勤務管理システムの導入の時期と合わせて改正を行うものです。

なお、施行日前から引き続き在職する職員の令和4年度、令和5年度の有給休暇付与日数については、切替えの影響及び前年度の残日数を考慮した経過措置が取られます。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第115号議案朝倉市自転車等の放置防止に関する条例の制定についてです。

本件は、自転車及び原動機付自転車の放置防止及び適正な処理に関し必要な事項を定め、市民の良好な生活環境等を確保するために条例を制定するものです。

条例の主な内容は、市と関係機関との連携による総合的な自転車等駐車対策、放置防止及び適正な処理の推進のため、朝倉市自転車等の利用者、自転車等小売業者及び鉄道事業者の責務を定めるとともに放置自転車等に対する措置を規定するものです。

良好な駐輪環境を阻害する自転車等については、まず市が適切な場所に移動するよう指導し、指導後も一定期間放置されている場合は市が移動し保管します。保管した自転車等は、市の告示板で告示するとともに警察に照会をかけ利用者等の確認及び利用者等への通知を行います。利用者等が確認できない場合や通知をしても引き取りに来ない場合は一定期間経過後に廃棄等の処分を行います。

審査に当たりましては、市内の放置自転車等の現状についてたどしました。執行部によりますと、駅及び主要バス停の駐輪場を中心に多くの自転車等が放置されており、昨年度は防災交通課で約100台について処分を行ったとのことでした。

なお、これまでは公園や道路等、それぞれの所管課において関係法令に基づき対処していたものを今後は本条例に基づき確実かつ迅速な処理を行っていくことになるとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第120号議案工事請負契約の締結について（三奈木コミュニティセンター）です。

三奈木コミュニティセンター建替建築主体工事について、請負契約額が1億7,325万円であることから、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会に議決を求められているものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第121号議案指定管理者の指定について（あまぎ水の文化村）です。

朝倉市立あまぎ水の文化村条例第3条の規定に基づき、朝倉市立あまぎ水の文化村の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会に議決を求められているものです。

あまぎ水の文化村の指定管理者は公益財団法人あまぎ水の文化村で、指定の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

水への理解を深め、水源地域の振興に寄与するという施設の目的上、公共性なる運営を実現できる事業者を指定する必要があることから、指定管理者募集の方法は個別選考とされています。

公益財団法人あまぎ水の文化村は、朝倉市、福岡県及び利水地域の自治体等が一体となって設立した財団であり、これまで蓄積した地域とのネットワークや水源地域の振興に係るノウハウを生かしながら、県と歩調を合わせた効果的かつ効率的な管理運営が行われることが期待されます。

なお、あまぎ水の文化村は朝倉市の施設と福岡県の施設から構成されており、福岡県においても11月24日に公益財団法人あまぎ水の文化村を福岡県立あまぎ水の文化村の指定管理者として内定し、12月の県議会で議決予定であるとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第123号議案甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約の変更についてです。

甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の事務所を移転することに伴う規約の変更で、施行日は令和4年4月1日です。

現在の旧市町村会館内から一木の甘木・朝倉消防本部建物内へ移転するものです。

広域圏における事務改善の一環としての移転であり、消防本部と同じ建物内に事務局を置くことにより会計事務等の効率化が図られます。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（半田雄三君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 柴山恭子君降壇）

○議長（半田雄三君） それでは、第107号議案朝倉市議会議員及び朝倉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第107号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第108号議案朝倉市職員のサービスの宣誓に関する条例及び朝倉市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第108号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第109号議案朝倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第109号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第115号議案朝倉市自転車等の放置防止に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第115号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第120号議案工事請負契約の締結について(三奈木コミュニティセンター)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第120号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第121号議案指定管理者の指定について(あまぎ水の文化村)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第121号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第123号議案甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第123号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第105号議案ほか5件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 大庭きみ子君登壇)

○環境民生常任委員長(大庭きみ子君) ただいま議題となりました第105号議案ほか5件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及

び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第105号議案令和3年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてです。

本件は、職員の人事異動によるものです。一般会計と国民健康保険特別会計との間で職員の異動があり、事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ992万円を追加し、総額を71億9,983万6,000円とするものです。

歳入では一般会計からの繰入金として計上され、歳出では職員給与費等が計上されています。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第106号議案令和3年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてです。

本件は、職員の人事異動によるものです。一般会計と介護保険特別会計との間で職員の異動があり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ351万1,000円を追加し、総額を61億4,809万2,000円とするものです。

歳入では一般会計からの繰入金として計上され、歳出では職員給与費等が計上されています。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第111号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が公布されたことに伴い、規定の整理を行うものです。

改正内容は、子育て世代の経済的負担軽減の観点から、令和4年4月から未就学児に係る均等割保険料3万6,000円を5割軽減し1万8,000円とするものです。

また、低所得世帯に対しては、従来、均等割りについて7割、5割、2割の軽減措置が講じられていますが、軽減適用後の保険料をさらに5割軽減します。

均等割軽減における財源については、国が2分の1、都道府県と市町村がそれぞれ4分の1の負担となっています。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第112号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施

設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴う改正です。

今回の改正は、保育所などの事業者やその職員の業務負担軽減、また利用する保護者の利便性の向上を目的としています。

具体的には、これまで保育所などの事業者は利用申込者へ重要事項を説明する場合、書面によらずメールなど電磁的な方法による提供については利用者からの申出が必要でした。しかし、今回の改正により利用者からの申出が不要となります。

また、保育所などを利用開始する保護者からの同意なども書面によらずメールなどにより同意を得ることができます。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第113号議案朝倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。本件は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、規定の整理を行うものです。

出産育児一時金等について、現行では40万4,000円の出産一時金に産科医療補償制度の加入者が負担する掛金1万6,000円を加算した総額42万円が支給されています。しかし、令和4年1月より産科医療補償制度の掛金が1万2,000円に引下げられるため、少子化対策として出産一時金の支給額を4,000円増額し40万8,000円とすることで総額42万円を維持するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第114号議案朝倉市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてです。

本件は、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日に失効し、新たに令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が公布されたことに伴い、固定資産税の課税免除について根拠法の変更及び課税免除要件が一部拡充となったため新たに条例を制定しようとするものです。

新たな条例では、対象業種に情報サービス業などが拡充され朝倉地域も対象地区となりました。また、新設や増設に加え改修も対象となるなど、適用要件が緩和され課税免除が受けやすくなります。

なお、課税免除を行った場合は課税免除額の75%が普通交付税で補填されます。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（半田雄三君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 大庭きみ子君降壇）

○議長（半田雄三君） それでは、第105号議案令和3年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第105号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第106号議案令和3年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第106号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第111号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第111号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第112号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する



基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第112号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第113号議案朝倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第113号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第114号議案朝倉市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第114号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第110号議案ほか5件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 浅尾静二君登壇）

○建設経済常任委員長（浅尾静二君） ただいま議題となりました第110号議案ほか5件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に報告します。

まず、第110号議案朝倉市特別会計条例等の一部を改正する等の条例の制定についてで

す。

これは、朝倉市簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、この条例を制定するものです。

執行部の説明によると、現在、朝倉市の簡易水道事業は市営住宅簡易水道、矢野竹簡易水道及び寺内簡易水道があり、特別会計により処理を行っています。

水道事業や下水道事業、簡易水道事業などの公営事業については独立採算による経営が求められ、料金収入に基づく効率的な運営が必要とされていますが、より効率的な運営を行うために簡易水道事業者に対して総務省通達等により地方公営企業法適用の要請がなされています。

なお、今回、地方公営企業法の規定の全部を適用するのは、寺内簡易水道のみです。それ以外の市営住宅簡易水道については水道法適用外の水道でありますので、令和4年度から所管課を変更し都市計画課において管理を行う予定です。これは、所管する部署を変更するものであり、水道使用料、施設の管理方法等については従前どおりとなります。

次に、矢野竹簡易水道については、今年度に甘木地域の水道施設への接続を行っており水道事業の一部となるため簡易水道の対象外となります。

最後に、寺内簡易水道については、特別会計から地方公営企業会計に移行する準備を進めています。地方公営企業法の適用に伴い会計処理等は大きく変わるものの使用料、施設の管理方法等については従前どおりとなります。

以上の内容に合わせた5件の条例改正及び2件の条例の廃止について、一括して提案があったものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第116号議案朝倉市営住宅飲料水供給施設条例の制定についてです。

これは、市営住宅飲料水供給施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定するものです。

執行部の説明によると、朝倉市簡易水道事業が特別会計から企業会計に移行することに伴い、市営住宅簡易水道の所管を上下水道課から市営住宅を管理する都市計画課へ移行することによるものです。

なお、使用料や管理に必要な事項は従前どおりに引き継ぐとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第117号議案土地改良事業計画の変更についてです。

平成29年7月九州北部豪雨に伴う、北川道目木・梅ヶ谷地区における農地改良復旧事業を市営土地改良事業区画整理として変更するものです。

執行部の説明によると、本地区では林地崩壊による土砂崩れや河川の氾濫が発生し、甚

大な被害を受けた集落の最上流部から下流部までが約2キロメートルの長大な区域であり、河川、砂防、道路等の事業が複雑に絡み合うため関係機関との事業調整により変更が生じたものです。

計画変更の内容については、まず地区面積ですが、変更前は8.9ヘクタールであったものが変更後は5.9ヘクタールとなっています。これは受益者の意向と他事業の影響によるものです。

次に、主要工事計画ですが、区画整理、道路工、用排水路工の変更については、他事業により4路線の減、地区範囲の変更により25路線の減となっています。

続いて、工事着手及び完了年度ですが、計画変更に伴う法律上の手続のため令和元年度から令和5年度までの5か年を令和6年度までの6か年に変更しています。

最後に、事業費ですが、地区範囲の変更及び実施設計等による工法変更に伴い事業費減として変更しています。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第118号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてです。

平成29年7月九州北部豪雨により被災した普通河川平川の災害復旧工事において令和元年9月議会にて承認を受け契約締結し、この後、工事の進捗に伴い工種の追加及び設計数量の一部変更により工事請負額を増額変更することについて令和3年3月議会にて承認を受けておりましたが、今回、新たに土砂の採掘工法及び合流する水路の復旧方法について工事の一部変更の必要が生じ、工事請負額を1,591万400円増額し3億2,136万9,400円とするため議会の議決が求められたものです。

執行部の説明によると、今回、変更の生じた箇所の護岸や河床の掘削については河川横の仮設道路から大型重機による掘削を計画していましたが、地形等の諸条件により仮設道路の設置が困難であることが判明し、やむを得ず小型重機により河川内からの掘削を行わざるを得なくなりました。

また、水路工については、埋設全損として護岸復旧を計画していましたが、河道掘削を行ったところ一部区間の水路は健全であることが確認されたため、既設護岸の上部に現場打ち擁壁を打設し復旧する工法に変更したものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第119号議案工事請負契約の締結について（白木谷川流域地区）です。

平成29年7月九州北部豪雨により被災した農地及び農業用施設の改良復旧事業において1億5,000万円を超える工事請負契約を締結するに当たり議会の議決を求められているものです。

工事概要については、白木谷川沿い約1.2キロメートル及び由丸川沿い約800メートルの

被災した農地等を区画整理により復旧する工事で、整地工7.62ヘクタール、用水路工2,520メートル、排水路工1,651メートル、道路工3,048メートルです。

なお、工期は令和6年3月31日まで設定しています。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第122号議案指定管理者の指定について（三連水車の里あさくら）です。

朝倉市三連水車の里あさくらの指定管理者期間が本年度末をもって期間が終了しますので、来年度から5年間、株式会社三連水車の里あさくらを指定管理者とするに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求められているものです。

執行部の説明によると、指定管理者については指定管理者制度運用指針に基づいて指定管理者候補者を選定しております。指針では、指定管理者の募集は原則として公募としますが、条件に該当すれば公募によらず指名による選定も可能とのことです。今回も公募を含めた検討の結果、施設の設置目的、特性、市の施策との関係、立地条件及び県等との関わりなどから指定管理者を特定の団体に限定することが適切な場合に該当すると判断し、公募によらず指名により指定管理者候補者を決定しております。

理由としましては、株式会社三連水車の里あさくらは三連水車の里あさくらの管理運営を目的に第3セクターとして設立されています。また、地域産業の振興と活性化、都市と農村との交流を促進する拠点として公共性の高い施設に位置づけられています。

交流館については一般的な販売店とは違い搬入した生産者から販売手数料を徴収しているため、株式会社三連水車の里あさくらが自由に市場から仕入れて販売することに制約があります。また、地産地消推進のため野菜等はほとんど地場産の物を取扱っています。収益性だけでなく生産者の利益確保を大前提として運営が行われています。

経営についても、法人税等を控除した当期純利益は平成29年度から若干上下はあるものの黒字となっています。今年度においては新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の影響や8月の大雨による来館者数の減少に加え、野菜、果物の出荷量も減少し厳しい状況でしたが、緊急事態宣言解除後は出張販売、イベント等での販売促進、徹底した経費削減に努め経常利益の増収に向けて取り組んでいます。

なお、指名については、施設の経営、管理に関する実施状況点検報告書により評価を行った上で指定管理者候補者に指名し、株式会社三連水車の里あさくらから指定管理者指定申請書の提出を受け、厳正な書類審査を行い指定管理者候補者として決定したとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いし、報告を終わります。

○議長（半田雄三君） 補足説明があれば承ります。建設経済常任副委員長。

○建設経済常任副委員長（内田恵三君） 今の報告で訂正箇所がありましたので、まず、第110号議案と第116号議案、それから第118号議案の最後に認定というふうな表現をしましたがけれども、これは可決の間違いです。訂正をよろしくお願ひします。

○議長（半田雄三君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 浅尾静二君降壇）

○議長（半田雄三君） それでは、第110号議案朝倉市特別会計条例等の一部を改正する等の条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第110号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第116号議案朝倉市営住宅飲料水供給施設条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第116号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第117号議案土地改良事業計画の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第117号議案は原案のとおり可

決されました。

次に、第118号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第118号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第119号議案工事請負契約の締結について（白木谷川流域地区）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第119号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第122号議案指定管理者の指定について（三連水車の里あさくら）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第122号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第104号議案の審議を行います。

それでは、第104号議案令和3年度朝倉市一般会計補正予算（第7号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第104号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま議決されました第104号議案について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第41条の規定によりその整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時48分休憩

---

午前10時49分再開

○議長（半田雄三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、追加議案の上程を行います。

本日、議会運営委員会から発議案1件が提出されましたので、これを上程いたします。

お諮りします。発議案第3号については提案理由の説明を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。

午前10時49分休憩

---

午前10時50分再開

○議長（半田雄三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、追加議案の質疑を行います。

お諮りいたします。発議案第3号については質疑を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、追加議案の質疑は終わりました。

次に、追加議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。発議案第3号については、会議規則第35条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。発議案第3号については討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、発議案第3号議員の派遣についてを議題とし、採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま可決された議員派遣の内容に、今後、変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思っておりますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。さよう決定いたしました。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、別紙配付のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、令和3年第6回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前10時52分閉会